

被災住宅の耐震診断

耐震診断は「富山県建築士事務所協会（076-442-1135）」が行っておりますが、次の3つについては通常の流れと違うので注意が必要です。

- ① 旧耐震の建替えの場合「簡易な耐震診断」でOKです
- ② 新耐震で準半壊以上の被害の場合、耐震診断の申込の際に「り災証明書」が必要です
- ③ 新耐震で一部損壊の場合、耐震診断の申込の際に高岡市が発行する「被災住宅認定通知」が必要です

耐震診断の必要書類

被害程度	準半壊以上				一部損壊			
やりたい工事	建替		耐震改修		建替		耐震改修	
被災住宅の耐震性	旧耐震	新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	新耐震
耐震診断の種類	① 簡易診断	耐震診断	耐震診断	耐震診断	① 簡易診断	耐震診断	耐震診断	耐震診断
耐震診断の必要書類	なし 建築士事務所協会による耐震診断は不要	② り災証明書	なし	② り災証明書	なし 建築士事務所協会による耐震診断は不要	③ 被災住宅認定通知 (高岡市発行)	なし	③ 被災住宅認定通知 (高岡市発行)

※ 旧耐震とは昭和56年5月以前に着工したものをいい、新耐震とは昭和56年6月以降に着工したものをいいます

※ 簡易診断とは「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」で建築士等が行う簡易なものを指します

※ 被災住宅認定通知は「被災住宅認定申請書」により高岡市建築政策課に申請してください